

期日指定定期預金〔商品説明書〕

項目	内容
1. 商品名	期日指定定期預金
2. ご利用いただける方	個人のお客さまのみ
3. 期間	最長預入期間3年（据置期間1年） ※ 満期日は、この預金の全部または一部（1万円以上）について、据置期間満了日（預入日の1年後の応当日）から最終預入期限までの間の任意の日を指定できます。（満期日の指定は、支払または解約のお申出を受けた日とします）
4. 自動継続の取り扱い	預入時のお申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続（元金継続または元利金継続）のお取り扱いができます
5. 預入	(1) 預入方法：一括してお預け入れいただきます (2) 預入金額：1円以上300万円未満 (3) 預入単位：1円単位
6. 払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します
7. 利息	(1) 適用金利 預入時の店頭表示金利を約定利率として満期日まで適用します。 店頭表示金利は1年以上2年未満、2年以上の2段階の期間別利率とし預入期間によりいずれかの金利を適用します (2) 利払頻度 満期日以後に一括して支払います (3) 計算方法 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で、1年毎の複利で計算します (4) 税金について 20%の源泉分離課税 <u>2013年1月1日～2037年12月31日までに受け取る利息については、復興特別所得税が追加課税され、20.315%の税金がかかります</u>
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	●満20歳以上の個人のお客さまの自動継続扱いのものは、総合口座の担保定期預金にすることにより当座貸越を利用することができます（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率になります） ●マル優（障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）のお取り扱いができます
10. 中途解約時の取り扱い	満期日前に解約する場合は、預入期間によって以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します ①6カ月未満の場合…解約日における普通預金利率 ②6カ月以上1年未満の場合…2年以上利率×40%（解約日の普通預金利率を下回る場合は解約日の普通預金利率とします）
11. 満期日以後の利息	満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します
12. 金利情報の入手方法	窓口でお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください
13. その他参考となる事項	●満期日の指定がないときは、最長預入期限が満期日となります ●この預金は、預金保険の対象となり同保険の範囲内で保護されます
14. 当行が契約している指定紛争解決機関	全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

2019年10月1日現在